

指令西厚 第 39 号

岡山県岡山市北区野田三丁目 20 番 28 号

株式会社ライフケア

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定します。

令和 2 年 9 月 1 日

広島県知事 湯 崎 英 彦



- 1 事業所の名称
株式会社ライフケア南広島支店
- 2 事業所の所在地
広島県安芸郡海田町国信二丁目 1 番 34 号
- 3 居宅サービスの種類
福祉用具貸与
- 4 介護保険事業所番号
3 4 7 3 2 0 1 2 0 4
- 5 指定の有効期間
令和 2 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

指令西厚 第 40 号

岡山県岡山市北区野田三丁目 20 番 28 号

株式会社ライフケア

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定によって、指定介護
予防サービス事業者として次のとおり指定します。

令和 2 年 9 月 1 日

広島県知事 湯 崎 英 彦



- 1 事業所の名称
株式会社ライフケア南広島支店
- 2 事業所の所在地
広島県安芸郡海田町国信二丁目 1 番 34 号
- 3 介護予防サービスの種類
介護予防福祉用具貸与
- 4 介護保険事業所番号
3 4 7 3 2 0 1 2 0 4
- 5 指定の有効期間
令和 2 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

指令西厚 第 41 号

岡山県岡山市北区野田三丁目 20 番 28 号

株式会社ライフケア

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定します。

令和 2 年 9 月 1 日

広島県知事 湯 崎 英 彦



- 1 事業所の名称
株式会社ライフケア南広島支店
- 2 事業所の所在地
広島県安芸郡海田町国信二丁目 1 番 34 号
- 3 居宅サービスの種類
特定福祉用具販売
- 4 介護保険事業所番号
3 4 7 3 2 0 1 2 0 4
- 5 指定の有効期間
令和 2 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

指令西厚 第 42 号

岡山県岡山市北区野田三丁目 20 番 28 号

株式会社ライフケア

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定によって、指定介護
予防サービス事業者として次のとおり指定します。

令和 2 年 9 月 1 日

広島県知事 湯 崎 英 彦



- 1 事業所の名称
株式会社ライフケア南広島支店
- 2 事業所の所在地
広島県安芸郡海田町国信二丁目 1 番 34 号
- 3 介護予防サービスの種類
特定介護予防福祉用具販売
- 4 介護保険事業所番号
3 4 7 3 2 0 1 2 0 4
- 5 指定の有効期間
令和 2 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで